

令和6年8月通常会議
議案第115号

大津市景観法施行条例の一部を改正する 条例の制定について

令和6年9月17日
都市計画部 都市計画課

1 改正の経緯

◆古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の改正

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の改正が含まれた「都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）」が公布されたため、関連する条例の改正を行うもの。

令和6年5月29日公布

➡ 法改正により、繰下げが生じた条を引用している
大津市景観法施行条例について、所要の整理を行う

2 改正の概要

◆条例の改正内容 大津市景観法施行条例第10条(4) ➡ 条ずれの整理を行う

◆施行日 条例の公布の日又は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日（公布日から6か月以内）のいずれか遅い日

大津市景観法施行条例の一部を改正する 条例の制定について

3 改正条文の新旧対照表

法令	改正前	改正後
大津市景観法 施行条例	第10条 法第16条第7項第11号の 条例で定める行為は、次の各号のいづれ かに該当する行為とする。 （4） 古都における歴史的風土の保存 に関する特別措置法（昭和41年法律第 1号） 第8条第1項 の規定による許可を 受けて行う行為	第10条 法第16条第7項第11号の 条例で定める行為は、次の各号のいづれ かに該当する行為とする。 （4） 古都における歴史的風土の保存 に関する特別措置法（昭和41年法律第 1号） 第9条第1項 の規定による許可を 受けて行う行為
古都における 歴史的風土の 保存に関する 特別措置法	第七条の二 第二条第一項の規定に基づ き古都として定められた市町村のうち、 当該市町村における歴史的風土がその区 域の全部にわたって良好に維持されてお り、・・・ 第八条 特別保存地区内においては、次 の各号に掲げる行為は、府県知事の許可 を受けなければ、してはならない。ただ し・・・	第八条 第二条第一項の規定に基づき古 都として定められた市町村のうち、当該 市町村における歴史的風土がその区域の 全部にわたって良好に維持されてお り、・・・ 第九条 特別保存地区内においては、次 の各号に掲げる行為は、府県知事の許可 を受けなければ、してはならない。ただ し、・・・